

マイクロチップによる個体識別

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、犬やねこなどの動物の所有者は、自分の所有であることを明らかにするために、マイクロチップの装着等を行うべき旨が定められています。

また、特定動物（危険な動物）や特定外来生物を飼う場合には、マイクロチップの埋込みが義務づけられています。

動物の個体識別（所有者明示措置）に係る法律等の関係条文抜粋

● 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）・抜粋

（動物の所有者又は占有者の責務等）
第7条第3項 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

● 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置（平成18年環境省告示第23号）・抜粋 第4（2）動物の区分ごとの識別器具等の種類 イ 家庭動物等及び展示動物

所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等によること。なお、首輪、名札等経時的変化等により脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着し、又は施術する場合においては、補完的な措置として、可能な限り、マイクロチップ、脚環等のより耐久性の高い識別器具等を併用して装着すること。

ロ 特定動物

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれが高いことから、厳格な個体の管理が必要である特定動物については、原則としてマイクロチップ（鳥綱に属する動物にあってはマイクロチップ又は脚環）を装着することとし、（以下、略）

【特定動物】

ほ乳類	ニホンザル、クマなど
鳥類	オオタカ、イスワシなど
は虫類	ワニガメ、ワニ、コブラなど

【特定外来生物】

ほ乳類	アライグマ、ハリネズミなど
鳥類	ガビチョウ、ソウシチヨウなど
は虫類	カミツキガメ、タイワンハブなど

ペットの身元証明として

迷子、災害、事故などによって、毎年たくさんの犬やねこなどのペットが保護され、そのうちの多くは飼い主が見つけられないままになっています。万一の場合に備えて、飼い主が分かるようにしておくことは、飼い主の責務です。マイクロチップは、耐久性が高く、脱落したりしないため、安全で確実なペットの身元証明になります。

特定動物や特定外来生物を飼うときに

「動物愛護管理法」や「外来生物法」によって指定された危険な動物（特定動物）や生態系や人の生命・身体、農林水産業などに被害を与えるおそれのある動物（特定外来生物）を飼う場合には、マイクロチップなどによる個体識別措置が義務づけられています。

犬やねこを海外から連れて帰るときなどに

犬やねこを海外から日本に持ち込む場合には、マイクロチップなどで確実に個体識別をしておく必要があります。また、海外に連れて行くときには、マイクロチップが埋め込まれていないと持ち込めない国があります。

環境省

発行：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>

制作：（社）日本動物保護管理協会

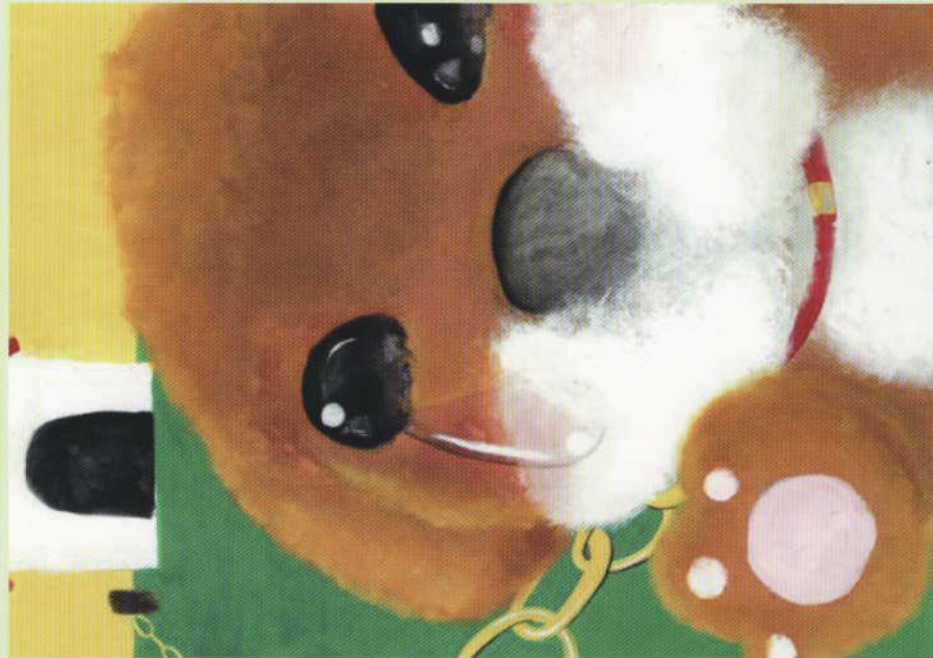
編集・デザイン：あすか工房

平成20年3月発行

〇お問い合わせ・ご相談はお近くの都道府県、指定都市、中核市の担当窓口へ

マイクロチップを知っていませんか？

突然の迷子、災害、盗難、事故……ペットは住所も名前もいせん。そんなとき、マイクロチップは確実な身元証明になります。



マイクロチップとは

- マイクロチップは、直径2mm、長さ8～12mm程度の円筒形の電子標識器具で、内部はIC、コンデンサ、電極コイルからなり、外側は生体適合ガラスで覆われています。



実寸大の
マイクロチップ

- それぞれのチップには、世界で唯一の15桁の数字(番号)が記録されており、この番号を専用のリーダー(読取器)で読み取ることができます。
- 動物の安全で確実な個体識別(身元証明)の方法として、ヨーロッパやアメリカをはじめ、世界中で広く使用されています。
- わが国でも、近年犬やねこなどのペットを中心として利用者が急増しています。



マイクロチップのメリット

- 迷子や地震などの災害、盗難や事故などによって、飼い主と離ればなれになっても、マイクロチップの番号をリーダーで読み取り、データベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主のもとに戻ってくる可能性が高くなります。

※リーダーは、全国の動物保護センターや保健所、動物病院などに配備されています。



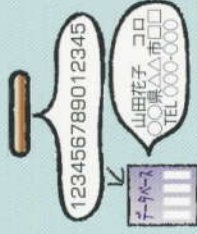
埋込みの方法

- 通常の注射針より少し太い専用のインジェクター(チップ注入器)を使って体内に注入します。正常な状態であれば、体内で移動することはほとんどありません。
- 痛みは普通の注射と同じくらいといわれており、鎮静剤や麻酔薬などは通常は必要ありません。
- 埋込場所は、動物の種類によって異なりますが、犬やねこの場合では、背側頸部(首の後ろ)皮下が一般的です。
- 犬は生後2週齢、ねこは生後4週齢頃から埋込みができるといわれています。
- 費用は、動物の種類や動物病院によって異なりますが、犬やねこの場合では、数千円程度です。
- マイクロチップの埋込みは、獣医療行為にあたるため、必ず獣医師が行います。詳しくは、お近くの動物病院にご相談ください。



飼い主データなどの登録の方法

- マイクロチップの番号と飼い主の名前、住所、連絡先などのデータを、飼い主が「動物ID普及推進会議(AIPO)」※のデータベースに登録します。登録料は1千円です。
- 特定動物(危険な動物)や特定外来生物を飼う場合には、別途、特定動物の場合はお住まいの都道府県又は政令市に、特定外来生物の場合はお近くの地方環境事務所にマイクロチップの番号などを報告する必要があります。



主な特徴

- 一度体内に埋込むと、脱落したり、消失することはほとんどなく、データが書き換えられることもないため、確実な身元証明になります。
- リーダーから発信される電波を利用して、データを発信するため、電池が不要で、半永久的に使用できます。
- 過度な痛みや負担を与えないので、ほ乳類、鳥類、は虫類(カメ、ヘビなど)、両生類(カエルなど)、魚類など、ほとんどの動物に使用できます。
- これまで故障や外部からの衝撃による破損の報告はありません。



*AIPOとは

AIPOとは、Animal ID Promotion Organization(動物ID普及推進会議)の略称で、マイクロチップによる犬やねこなどの動物個体識別の普及推進とデータ管理を行っている組織です。

AIPOの構成団体

- (財)日本動物愛護協会
- (社)日本動物福祉協会
- (社)日本愛玩動物協会
- (社)日本動物保護管理協会
- (社)日本獣医師会

●お問合せ先

AIPO事務局:(社)日本動物保護管理協会
TEL 03-3475-1695

